

青森市緑の基本計画

“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”

【概要版】

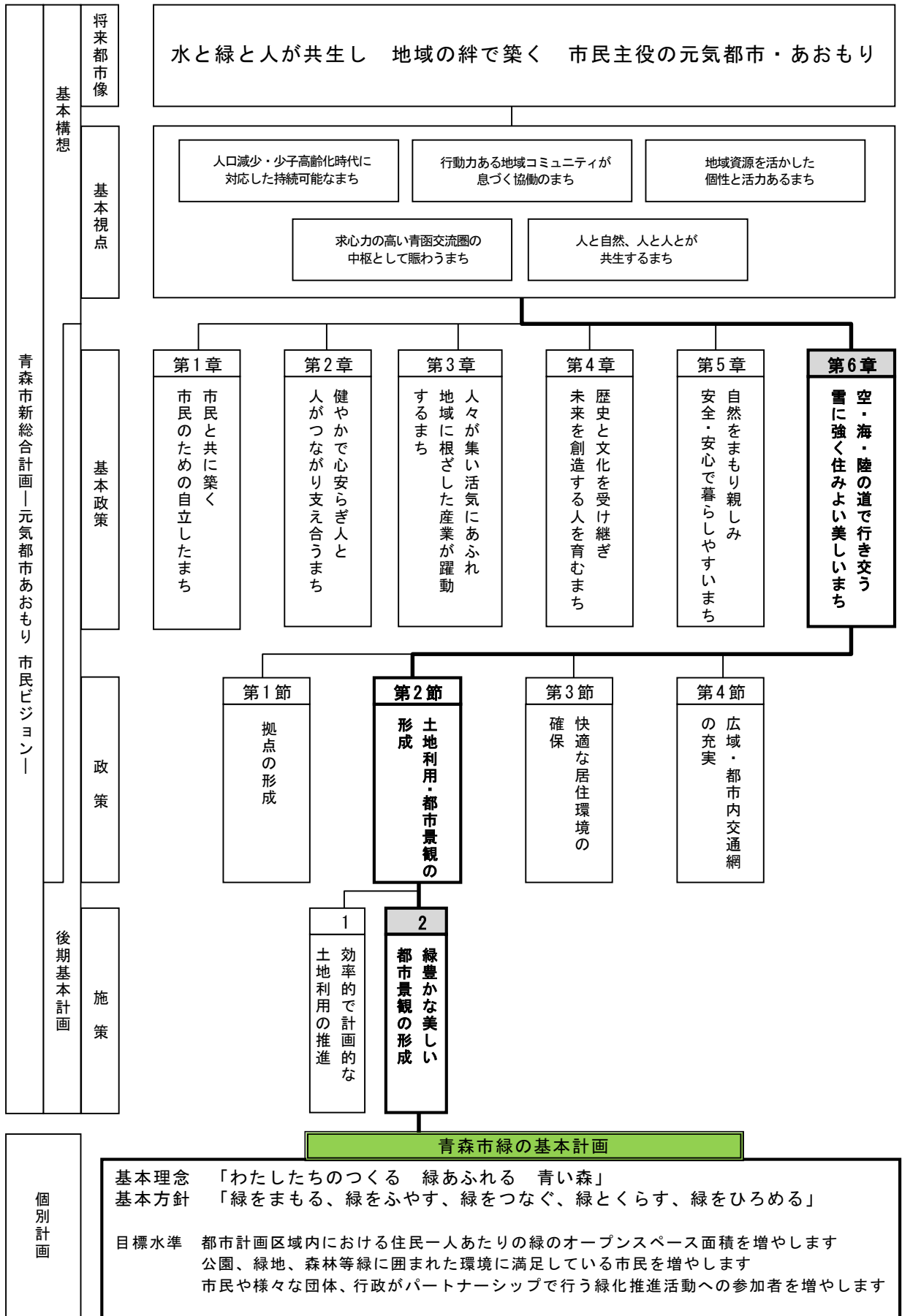


～緑と花に彩られた美しいまち～

平成28年3月

青森市

青森市緑の基本計画体系図



■ 緑の基本計画改訂の背景と目的

(1) 改訂の背景

平成18年度に策定した「青森市緑の基本計画」は、平成27年度に目標年次を迎えるにあたり、関係法令の改正や市のまちづくりの上位計画である「青森市新総合計画・後期基本計画」の策定等に伴う状況変化、及び地球温暖化進行の抑制や希少な動植物の生息環境の確保が必要等の自然環境に関する課題、将来的に予測される人口減少過程、市民ニーズや価値観の多様化等、“緑”をとりまく社会情勢の変化もあり、将来にわたって“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”を継続するため、見直しを行います。

(2) 緑の基本計画の目的

本計画の目的は豊かな地域づくりや良好な都市環境を創出することを目指して、公園等の適正な配置や整備、また緑地の保全や緑化の推進に関する施策の方向性を定めるとともに、その施策を計画的に実施するための目標や取り組みを定めることです。

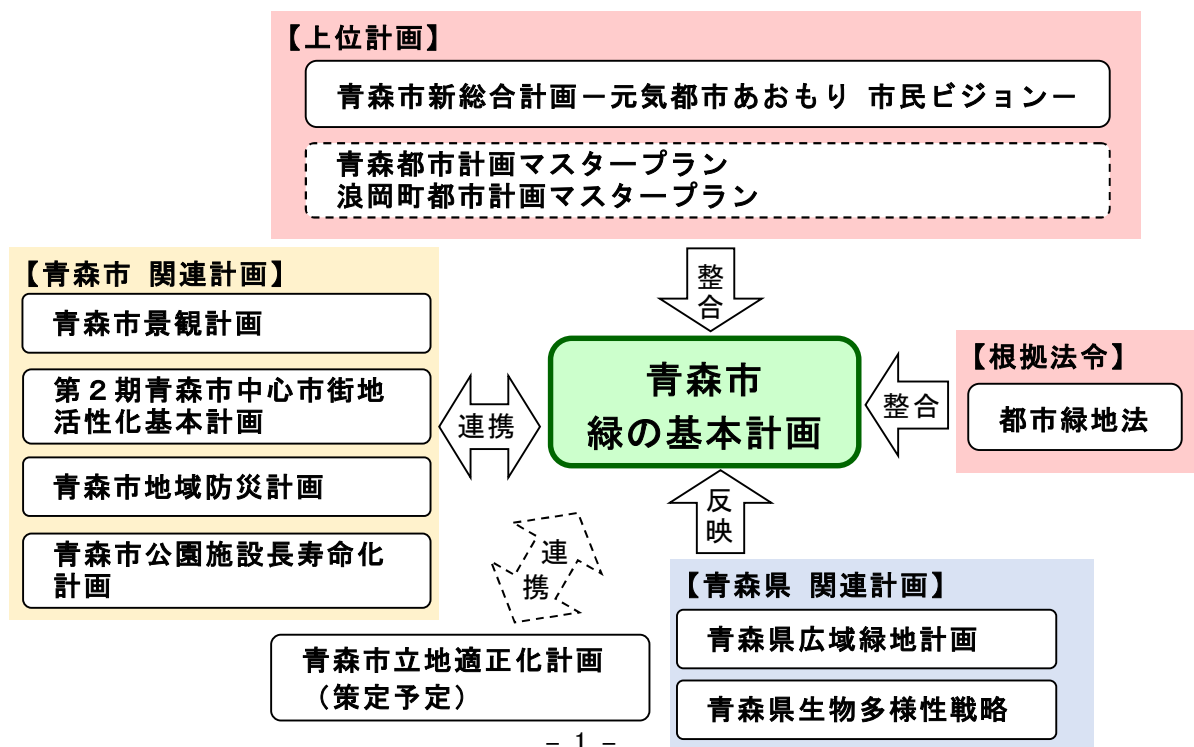
(3) 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成37年度とします。

なお、青森市新総合計画の後期基本計画終了年度の平成32年度において、見直しを行うものとします。

■ 緑の基本計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく市町村の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として策定するもので、本市の緑全般の施策を推進するためのマスタープランとして位置づけられ、国、県の緑に関する指針や本市の上位計画や関連する計画との整合を図りながら策定する必要があります。



■ 緑の必要性（機能と役割）

本市における緑は私たちの心を育み、緑と花にあふれた潤いのある美しいまちなみの形成をはじめ、生物の多様性の確保、災害時の避難所等、様々な機能を持ち、私たちの生活にかけがえのない財産です。

また、緑の存在は普遍的なもので、以下の役割を守り、育て、次世代を担う子どもたちが緑と花にあふれる青い森で暮らすことができるよう、緑の大切さを再認識することが重要です。

① 生物の多様性を確保することにより人と自然が共生する都市環境を創出します。

② 災害時の避難所、救援活動拠点などとしての機能により都市の安全性を確保します。

③ 四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します。

④ 緑の持つ多様な機能の活用により、多様化する余暇活動に対応可能な空間を提供します。

■ 本市の緑の課題

（1）公園空白地区の存在

- ・ 青森地区は公園空白地区（主に千刈、久須志等の西部地区）で公園、緑地をバランスよく配置していくことが課題です。また、現時点で予定している公園整備が全ての公園空白地区の解消につながらないことから、市民、事業者、行政のパートナーシップのもと緑化を推進し、青森市立地適正化計画（策定予定）とも連携したバランスのよい公園の配置が必要です。
- ・ 浪岡地区は公園、緑地がバランスよく配置されていることから、今後における適切な維持管理や、民有地の緑化を推進していくことが課題です。

（2）公園施設の老朽化

- ・ 都市公園施設の老朽化に対する安全の確保、合浦公園三誉の松等の老齢化により衰弱した樹木への対応等が課題です。
- ・ 「青森市公園施設長寿命化計画」に基づいた適切な維持管理を徹底していくことが必要です。

（3）市民、事業者、行政のパートナーシップに携わる人材の育成

- ・ 人口減少や少子高齢化による、市税収入の減少や行政サービスの縮小が懸念されるなかで、どのように市民、事業者、行政が連携し、緑化を推進していくかが課題です。
- ・ 緑と花があふれる青森を育てていくために市民、事業者、行政が一体となった緑化推進に携わる人材を育成していくことが必要です。

■ 基本理念

本市の緑に関する課題の解決に向け、市民、事業者、行政のパートナーシップのもと今ある豊かな緑を市民共有の財産として守るとともに、新たに魅力的な緑と花があふれるまちの創出に努め、わたしたちの住む「青森」という名称を大切にしながら、将来にわたって緑を育てていくことを表すため、基本理念を“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”と定めます。

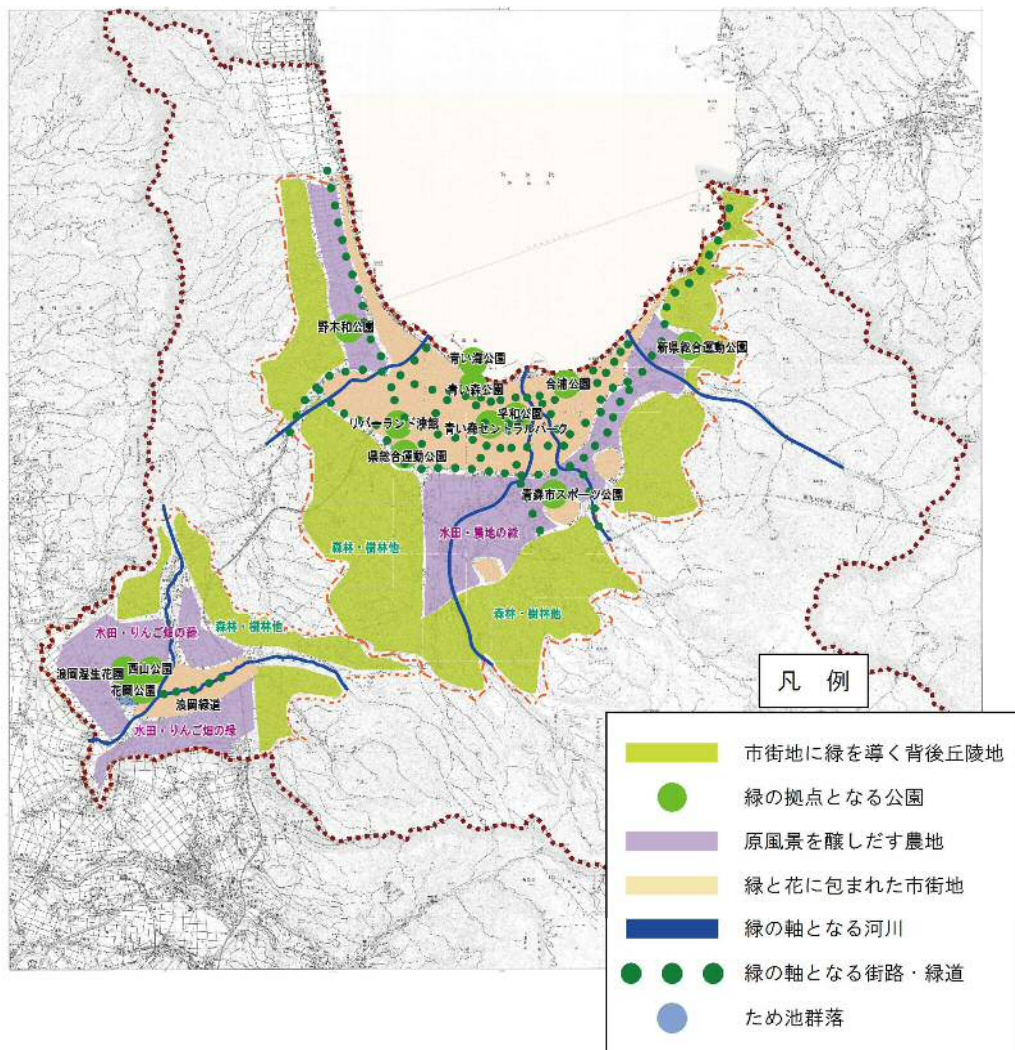
【基本理念】

“わたしたちのつくる 緑あふれる 青い森”

■ 緑の将来像

緑の将来像(緑のあるべき姿)として、先人たちが守り育ててきた貴重な財産であり、青森の美味しい水の源となっている背後丘陵地と、市街地を流れる河川や公園、緑地、社寺林等の緑とのきめ細かなネットワークの形成を図ります。

この緑と花に包まれた都市の実現は、基本理念を掲げ市民と事業者の手で支え、行政とのパートナーシップによって進めていくことにより可能となります。



■ 基本方針

本計画における上位計画及び緑の現状や課題に基づき、基本理念の実現を図るため、計画の基本方針を“緑をまもる、緑をふやす、緑をつなぐ、緑とくらす、緑をひろめる”と定めます。

【基本方針】

“**緑をまもる、緑をふやす、
緑をつなぐ、緑とくらす、緑をひろめる**”

緑をまもる <緑の保全>

市街地を取り囲む山並みを形成する丘陵地や、古くから生活に身近だった里山の緑の保全に努めます。さらに、日常的にふれ合える自然としての水田やリンゴ畑、森林、ため池等、緑地資源の保全に努めます。

緑とくらす <緑のある生活>

豊かで潤いのある暮らしができるよう、緑と花に囲まれた生活景観（暮らしの中の緑）の形成に努めます。また、緑資源の再利用促進や、緑と花に関する学習の推進等に努めます。

緑をふやす <緑の創出>

公園、緑地、私有地や公共施設等の緑、街路樹の緑の質の向上を図り、魅力的な緑の創出に努めます。景観面のみならず、火災の延焼や輻射熱から市民を守るため、市街地での緑の創出に努めるとともに、緑化推進に関する技術の情報提供の充実を図ります。また、市民、事業者、行政のパートナーシップのもと緑と花を育む適切な維持管理を推進します。

緑をひろめる <緑の普及>

市民、事業者、行政のパートナーシップのもと、お互いの役割と責任を理解した上で、知恵を出し合い、協力し合って、全市民が共有する緑と花にあふれるまちなみづくりに努めるとともに、パートナーシップに携わる人材の育成に努めます。また、緑化意識の高揚を図る取り組みを推進します。

緑をつなぐ <緑の連続性>

緑の拠点となる大きな公園及びその周辺に点在する小さな公園と、自然を市街地に美しく導く緑の軸線としての河川や道路をつなぎ、地域資源や公園緑地施設を活用した効果的な緑の連続性を確保します。



〈青森市を代表する都市公園 合浦公園〉

■ 計画フレームの設定

本計画における対象区域は、都市計画区域（31,517ha）とします。

図表 計画対象区域

計画対象区域名称	計画対象規模
青森都市計画区域	23,773 ha
浪岡都市計画区域	7,744 ha
計	31,517 ha

資料：青森県の都市計画【資料編】（平成27年3月31日時点）

図表 都市計画区域内の将来人口

年次	（現況値）	中間年次	目標年次
	平成22年度	平成32年度	平成37年度
人口推計結果（全市）	299,520 人	271,847 人	256,157 人
都市計画区域人口の見通し	295,732 人	268,409 人	252,917 人
青森地区	276,849 人	251,271 人	236,768 人
浪岡地区	18,883 人	17,138 人	16,149 人

資料：平成25年度青森市都市計画基礎調査、平成22年国勢調査、
国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

■ 計画の目標水準

基本理念の実現に向けては、以下の項目を目標値として設定します。

（1）身近な緑を増やす目標

都市計画区域内における住民一人あたりの緑のオープンスペース*面積を増やします

・住民一人あたりの緑のオープンスペース面積

【平成26年度】17.53㎡/人⇒【平成37年度】**21.0㎡/人**

（2）緑の質を高める目標

公園、緑地、森林等の緑に囲まれた環境に満足している市民を増やします

・緑に囲まれた環境に満足している市民の割合

【平成26年度】50.4%⇒【平成37年度】**60.0%**

（3）市民活動を広める目標

市民や様々な団体、行政がパートナーシップで行う緑化推進活動への参加者を増やします

・緑化推進活動へ参加したことの市民の割合

【平成26年度】21.8%⇒【平成37年度】**26.8%**

■総合的な緑の配置方針

これまでの市街地の拡大等により減少しつつある背後丘陵地や農地等の骨格となる緑を保全するとともに、緑の少ない市街地に拠点となる公園、緑地を整備し、市民の生活環境をより良くするための良質な緑の基盤の充実を図ります。

緑の骨格となる環境と市の特徴的な緑地資源を保全します

- ・本市のイメージを形成し、青森地区の緑の骨格となる八甲田連峰、陸奥湾、河川、水源地等の保全に努めます。
- ・浪岡地区の市街地を横断するように流れる浪岡川と沿線の緑道をまちなかの自然環境を保全する緑の基軸として配置します。
- ・広大な広がりを持つ農地、山林、ため池等、市街地周辺の緑地資源の保全に努めます。
- ・市街地における河川等の良好な水辺空間の再生を行うための緑地の確保に努めます。

既存公園、緑地の利用を促進します

- ・多くの市民が利用する総合公園や地区公園、大規模な緑地等のレクリエーション機能の充実を図り、広報紙やホームページの活用等、ソフト事業の充実により公園、緑地の利用を促進します。
- ・安全な公園施設の利用に資するため、青森市公園施設長寿命化計画をもとに、適切な維持管理を推進します。

都市部における防災空間を確保します

- ・青森地区の公園空白地区においてオープンスペースを確保します。
- ・学校等の公共施設の外周植栽は延焼遮断帯としての機能を維持するよう努め、街路樹は防災に配慮した火に強い性質の樹種（イチョウ等）の選定と植栽を推進します。
- ・多面的な機能（治山、保水、防災等）を有する農林地の保全に努めます。

効果的な緑化推進等により緑景観を向上させます

- ・自然的景観や歴史・文化的景観の保全に努めます。
- ・緑と花があふれる青い森を感じさせるような、市街地での効果的な緑の創出に努めます。
- ・市民団体等による身近な公園、緑地での緑化活動や民有地での緑化を推進します。



〈緑あふれる背後丘陵地〉



〈災害時に避難所となる公園（青い森公園）〉

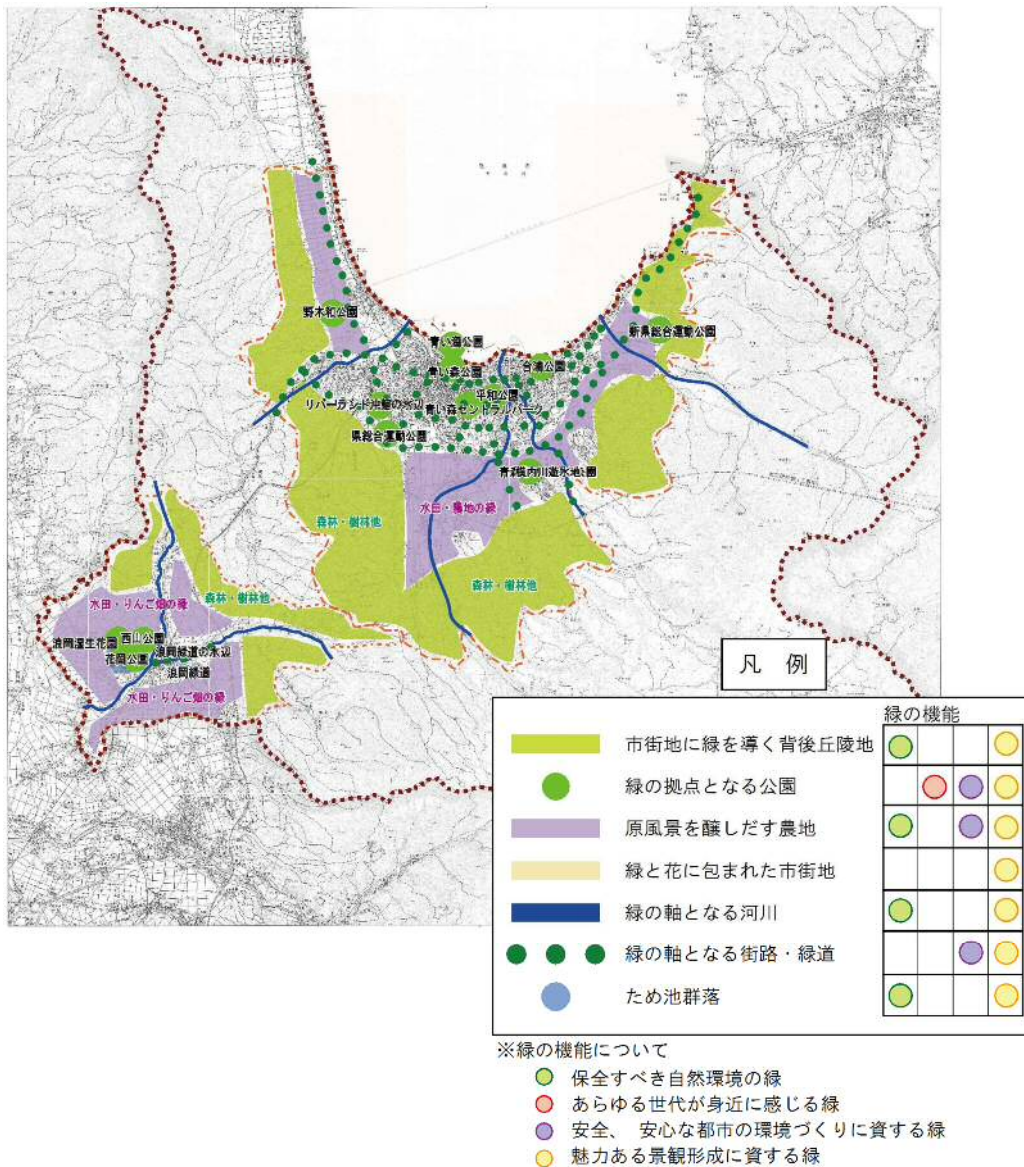


〈あらゆる世代が身近に感じる緑（平和公園）〉



〈まちなみと調和した緑〉

図表 総合的な緑の配置方針（イメージ）



■ 将来の公園整備の方針

公園空白地区の解消と、維持管理の効率性につながる公園の配置や整備を実現するため、地域と協議を行いながら、未利用市有地や開発緑地等の再編及び公園機能の見直しを検討します。

また、青森市の140箇所（平成27年3月31日時点）の都市公園のうち、65.7%（92箇所）が開設以来20年を経過し、施設の老朽化が進んでいるため安全の確保が課題となっています。安全な公園利用と限られた財源の中で重点的、効率的な維持管理や更新投資を行っていくため、青森市公園施設長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を推進します。

図表 開発緑地等の活用（イメージ）



■ 緑地の保全及び緑化推進の施策

基本方針	基本施策	施策内容
緑をまもる	①自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 優れた自然（ブナ林等）の保全 ■ 希少動植物等の保護と適正管理 ■ 水辺（河川、海岸、湖沼等）の保全と緑化の推進 ■ 公園、緑地内のビオトープづくりと維持管理
	②樹林、樹木の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社寺林の保全 ■ 巨樹、古木の保全
	③農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地の維持保全 ■ 体験農園の充実
緑をふやす	①身近な公園、緑地づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公園、緑地の整備 ■ 民地、民間施設の緑化の推進及び情報提供の充実
	②まちの拠点や軸となる緑づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設の緑化 ■ 遊休地の緑化推進 ■ 緑の連続性を確保し、テーマ性をもった街路樹の整備 ■ 道路緑化の維持管理の充実 ■ 自然的資源、歴史文化的資源を生かした緑化の推進
	③公園、緑地の魅力づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 花の名所づくり ■ 指定管理者による管理運営の推進 ■ 公園、緑地の再生（リニューアル）や維持管理の充実 ■ 冬の緑空間の整備
	④人、環境に優しい公園、緑地づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ ユニバーサルデザインによる公園、緑地整備 ■ 防災機能を有した公園の整備 ■ リサイクルに配慮した公園、緑地の整備

基本方針	基本施策	施策内容
緑をつなぐ	①緑のネットワーク化	■公園、緑地や街路樹による地域の緑化ネットワークの形成
緑とくらす	①地域の緑との共生	■緑のリサイクル（落ち葉、剪定枝の堆肥化等）の促進
	②住まいの緑と花づくり活動の実践	■庭先やベランダ、窓辺の花飾りの促進 ■地区計画制度の活用
	③緑と花の学習の推進	■緑と花に関する学習の推進と情報提供及び収集
緑をひろめる	①市民参加による緑と花づくり	■緑に関するコンクールや顕彰制度の充実 ■住民意見を反映した公園計画の促進 ■パートナーシップによる緑化推進 ■街路樹の里親制度※の検討
	②緑化活動への参加	■緑に関するイベントやPRの充実

■ パートナーシップによる緑地の保全及び緑化の推進

人口減少や少子高齢化による市税収入の減少や行政サービスの縮小が懸念されるなかで、緑と花があふれるまちなみを次世代につなぐために、今後益々市民、事業者、行政のパートナーシップが重要になります。

(1) 市民や事業者の緑化活動の支援や市民参加による緑化活動の推進

市民や事業者の参加による緑化活動の推進

地域の特徴を生かした花の名所づくりや、その名所を生かしたイベント等への市民、事業者の参加を推進するとともに、市が指定する公園のほか、緑化重点地区内の街路樹柵、公共空地、開発緑地等を対象に事業を推進していきます。また、街路樹等の里親制度の検討と、緑化意識の高揚を図るため緑化推進の功労者に対して顕彰制度の充実を図る等、緑の大切さへの理解が進むような取り組みを実施していきます。

公園愛護会等の組織づくり

効果的、効率的な公園の維持管理を行うため、公園愛護会等の組織づくりとバックアップの体制づくりを推進します。

自主性を尊重したコーディネート機能の充実

市民、事業者、行政のパートナーシップ事業を広めるためには、積極的な啓発と、自主性を尊重したコーディネート機能の充実が必要であり、次のような取り組みを推進します。

- ・市民の身近な緑と花への関心を高めるため「広報あおもり」やパンフレット等を活用した、本計画の周知、普及、イベントや緑化技術等の充実した情報提供に努めます。
- ・里親制度等のボランティア活動推進方法を検討します。
- ・町会、公園愛護会、NPO等の市民団体や、事業者の緑化活動に関する情報の共有化手法を検討します。
- ・市民団体構成員の高齢化による参加者減少への対策等を検討します。
- ・地域での管理が行き届いていない緑地（鎮守の森※等）へのバックアップ対策を検討します。

(2) 民有地における緑化の推進

大規模行為における緑化の推進

大規模な建築物の新築等（大規模行為）を行う場合の緑化について青森市景観計画に基づき、事業者等の緑化を推進します。

緑化活動による住宅地景観の向上

緑化に対する意識の啓発や植栽活動を支援する等、身近な公園や緑地、住宅敷地内での緑化を推進し、良好な住宅地景観を形成していきます。

(3) 緑化活動に携わる人材の確保

新たな人材の確保

公園愛護会等の緑化活動団体の高齢化が課題となっていることから、緑化活動に関わる新たな人材の確保が重要となります。細やかな情報収集と発信をしながら活動への参加を促すとともに、より市民が求める緑化の活動やイベントの提供、及びそれに関わる新たな人材の確保を推進します。

■ 緑化重点地区の設定及び基本方針

(1) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区は、公園、緑地等の整備や保全、緑化推進を重点的に行う地区として位置づけるものです。

地区を設定し、本市が目指す緑の将来像を地区レベルで目に見える形にすることで、目標の早期達成や市全体の緑化意識の高揚を図ることができます。

中心市街地地区

本市の顔となる青森駅前やメインストリートとなる新町通り等では、緑の連続性を確保し、テーマ性を持った街路樹の整備等を行政が積極的に進めるとともに、市民による公共施設への緑化活動や民地、民間施設の緑化を働きかけることにより緑と花につつまれた美しい市街地の創出を目指します。

平和公園周辺地区

平和公園や1号遊歩道緑地、棟方志功記念館等、周辺環境との調和を図りながら、緑の連続性を確保し、テーマ性を持った街路樹の整備、市民による公共施設への緑化活動や道路清掃等のボランティア活動、事業者による緑化の促進等により、つながりのある緑空間の創出を図ります。

青い森セントラルパーク及び周辺地区

住民参加による公園緑地の花だんづくり等の緑化事業の促進により緑のネットワークを形成し、全体として緑と花があふれる地区を目指します。

新青森駅周辺地区

住宅地域や商業地域等、それぞれに調和した公園、緑地の緑化や、緑の連続性を確保し、テーマ性を持った植樹帯緑化等により、県内外の方に青森の四季、自然を感じてもらい、緑と花があふれる青い森というイメージの定着を目指します。

住宅密集地区

災害防止や環境保全のため、点在する開発緑地等の再編の検討や児童遊園の緑化推進を図るとともに、市民参加による民地や民間施設、遊休地への花だんづくり等、積極的に緑化を進めることで緑の空白地区の解消を目指します。

浪岡緑道と浪岡駅周辺地区

自然にあふれ、歴史とまちなみが調和した景観や、安らぎと潤いのある環境を創出するため、連続性と広がりのある緑化推進を図ります。

(2) 緑化重点地区での基本方針

重点的、計画的な都市公園の整備を進めます

青森地区においては、市民一人当たりの緑のオープンスペース面積が不足しており、都市公園の整備を行うとともに、公園、緑地の空白地区において、開発緑地等の再編による整備を検討します。

民有地における緑化を推進します

良好な市街地景観を創出するため、事業者等が大規模な建築物の新築等を行う場合には、青森市景観計画に基づき民有地での緑化を推進します。

市民の緑化活動を支援します

市民参加による緑化活動等を積極的に支援し、公園や公共空地等において市民、事業者、行政のパートナーシップによる緑化活動を推進します。

地域特性に応じた効果的な緑を創出します

浪岡緑道を基軸に地区の特徴的な緑地資源を有機的につなぎ、浪岡緑道の連続性を確保します。また、新青森駅前公園や浪岡駅周辺等、県内外の方が利用する拠点施設での効果的な緑の創出を図り、青森らしい魅力ある景観と良好な生活環境を実現します。

■ 緑化重点地区の施策

緑化重点地区について、前述した基本方針を踏まえ、次に掲げる施策を実施するものとしてします。

緑化重点地区にある
未整備公園、緑地の整備を進めます

公園空白地区の解消に
向けた開発緑地等の再編を検討します

地域の緑化活動の機会や
場の創出を図ります

緑のネットワークや
地域特性を生かした
緑景観の形成を図ります

拠点となる施設や
地区での効果的な緑の
創出に努めます



〈桂木緑地〉



〈素敵な花だん表彰作品〉

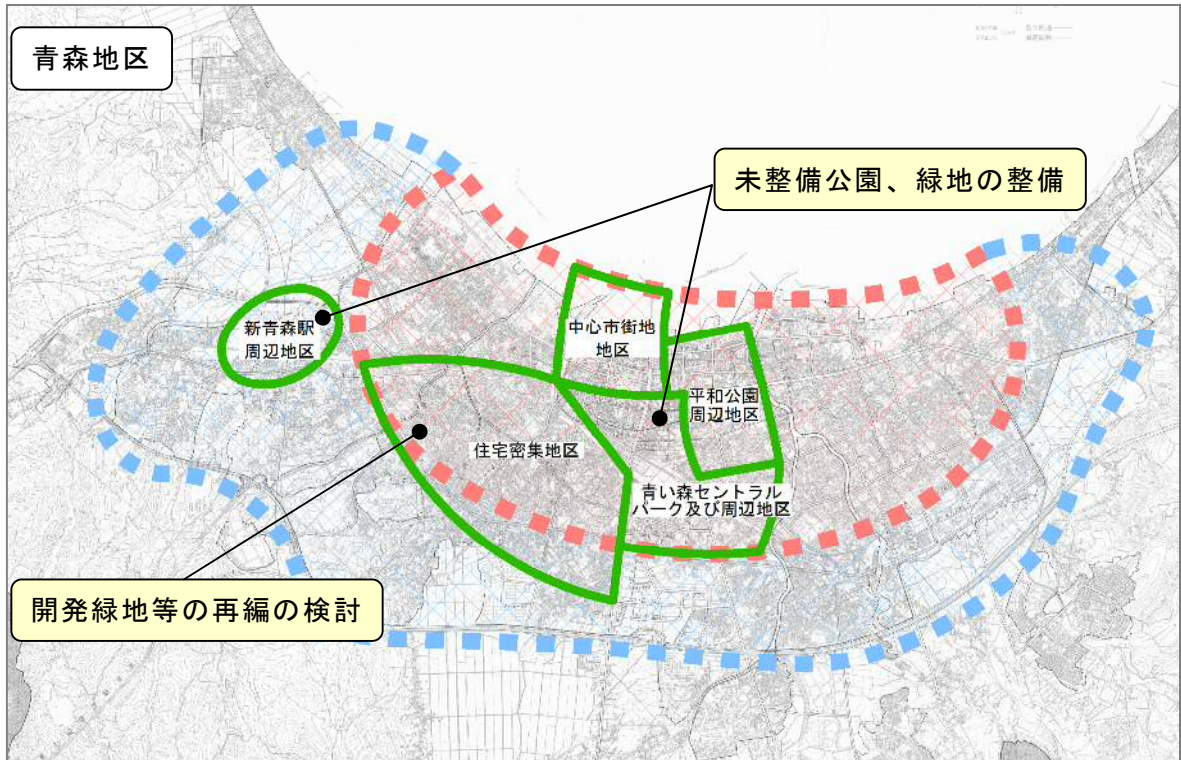


〈緑のネットワークづくり〉

図表 緑化重点地区施策方針図

〈緑化重点地区基本方針〉

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 重点的、計画的な都市公園の整備 | 2 市民の緑化活動の支援 |
| 3 民有地における緑化の推進 | 4 地域特性に応じた効果的な緑の創出 |



□: 緑化重点地区

■: インナー地区（コンパクトシティ形成の核となる地区で、都市生活の高い利便性を享受できるよう、中心市街地地区を中心核とした町並みの再構築を図る地区）

■: ミッド地区（比較的新しい市街地や、将来的な市街化需要の受け皿となる地区）

■ 計画推進方針

本計画における基本理念実現のためには、市民、事業者、行政のパートナーシップによる緑化活動への取り組みが大変重要です。市民がいつまでも誇れ、楽しめる、緑と花にあふれたまちづくりのため、市民、事業者、行政のパートナーシップにより、本計画に定めた施策を推進していきます。

市民の役割

本市において今後さらに加速する人口減少、少子高齢化の中で、活力や賑わいのある地域の形成のために、地域のニーズを踏まえた緑地の保全及び緑化の推進が求められます。一方で、行政単独での緑の創出、維持管理には人的、財政的にも限界があり、市民の方々の参画がこれまで以上に必要となることから次のような活動が考えられます。

- ・公園利用者として公園の整備計画や維持管理に積極的な関与が期待されます。
- ・「緑とくらす」主体者として、ガーデニングや「緑をつなぐ」街路樹の清掃美化等のボランティア活動に参加することが期待されます。
- ・「緑をひろめる」ために、公園愛護会や町会、NPO等の市民団体としての花だんづくり等の活動に参加することが期待されます。

事業者の役割

事業者の役割として、事業所周辺の緑化や、企業ボランティアとしての緑化活動、市民が行う緑化活動への支援等が考えられます。また、青森市景観計画に基づき、大規模な開発行為や建築物の新築等を行う場合には、できる限り景観に配慮して青森市推薦樹種を用いた緑化に努める等の取り組みが求められます。

行政の役割

行政の役割として、市民が地域の緑化を推進するための活動に対する支援や公園、街路樹等の緑化基盤の整備、緑地の保全及び緑化推進活動についての情報の収集、共有、提供の充実を図ります。また、本計画推進のために、次のような推進体制の整備を図ります。

- ・国道や県道の緑化、港湾や河川の緑化等、国や県の関係機関との連携強化を図ります。
- ・都市計画、道路、河川、環境、防災、観光等の関連施設との連携強化を図ります。
- ・市民緑化活動のリーダーとなる人材育成を図ります。

さらに、本計画で定めた施策の効果的な推進のため、広く市民の意見を求めるとともに、関係各機関との連携による進捗状況の把握に努めます。

青森市緑の基本計画

編集 発行 平成 28 年 3 月

青森市都市整備部

〒038-8505 青森市柳川二丁目 1 番 1 号

問合せ先 公園河川課

TEL : 017(761)4414 FAX : 017(766)4386